

第 1 章 総 則

第 1 節 趣 旨

この指針は、給水装置の布設及び管理を適正かつ合理的にするため、水道法、同施行令、宝塚市水道事業給水条例等に基づき、給水装置の設計と施行について定めたものである。

この指針に関する主な関連法令は次のとおりである。

- 1 水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下【法】という。）
- 2 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下【政令】という。）
- 3 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下【規則】という。）
- 4 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号。以下【省令】という。）
- 5 宝塚市水道事業給水条例（昭和 36 年宝塚市条例第 25 号。以下【条例】という。）
- 6 宝塚市水道事業給水条例施行規程（昭和 36 年宝塚市水道事業管理規程第 8 号。以下【規程】という。）
- 7 宝塚市水道事業分担金条例（昭和 45 年宝塚市条例第 21 号。以下【分担金条例】という。）
- 8 宝塚市水道事業分担金条例施行規程（昭和 45 年宝塚市水道事業管理規程第 3 号。以下【分担金施行規程】という。）
- 9 宝塚市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年宝塚市水道事業管理規程第 1 号。以下【指定工事事業者規程】という。）

第 2 節 適用

- 1 この指針は、本市の給水区域内の水道により給水する給水装置工事に適用する。
- 2 この指針の適用に疑義が生じた場合は、宝塚市上下水道事業管理者（以下【管理者】という。）と協議を行うこと。

第 3 節 給水装置の定義

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。【法第 3 条第 9 項】

第 4 節 給水装置の種類

給水装置は、次の 2 種とする。【条例第 4 条】

- 1 専用給水装置 1 戸又は 1 箇所専用するもの
- 2 私設消火栓 消防用に使用するもの

第5節 給水装置の構成

給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓及びメーターをもって構成する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。

【規程第2条】

第6節 給水装置工事の種類

給水装置工事は、次の種別に区分する。【条例第5条】

- 1 新設工事
給水装置を新しく設ける工事。
- 2 改造工事
給水装置の原形を変える工事。
- 3 修繕工事
既設給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修繕する工事。
- 4 撤去工事
不要となった給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事。

- 1 改造工事は、給水管の増径、給水栓の増設など給水装置の原形を変える工事。
なお、これらの改造工事には、管理者が事業運営上必要として施行する工事で、配水管の移設等に伴い給水管の布設替え等を行う場合がある。
- 2 修繕工事は、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事。

※ 給水装置の軽微な変更とは【施行規則第13条】

法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）をいう。

第7節 給水装置工事等の施工と給水義務

- 1 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。【法第15条第1項】
- 2 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。【条例第5条】
- 3 指定給水装置工事事業者（以下【指定工事事業者】という。）が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。【条例第7条第2項】

- 1 水道事業者は事業計画に定める給水区域内において給水装置工事の申込みを受けたときは、これを拒んではならない。

ただし、法第 15 条第 1 項の給水義務を解除する「正当の理由」とは、水道事業者の正常な企業努力にもかかわらずその責に帰することのできない理由により給水契約の申込みを拒否せざるを得ない場合に限られるものであり、法第 16 条（給水装置の構造及び材質）に定めるもののほか、おおむね次のような場合が想定される。

- (1) 配水管未布設地区からの申込み

給水区域内であっても、配水管が未布設である地区からの給水の申込みがあった場合、配水管が布設されるまでの期間、給水契約の締結を拒否することは正当な理由となる。

配水管未布設地区からの申込者が自己の費用で配水管を設置し、給水を申込みの場合については、給水量が著しく不足している場合及び多量の給水量を伴う申込みの事情がない限り拒否することができない。

- (2) 給水量が著しく不足している場合

正常な企業努力にもかかわらず給水量が著しく不足している場合であって、給水契約の受諾により他の需要者への給水に著しい支障をきたすおそれが明らかである場合には、その不足している期間において給水契約の締結を拒否することは正当な理由となる。

- (3) 多量の給水量を伴う申込み

事業計画内では対応し得ない多量の給水量を伴う給水の申込みに対して給水を拒否することは、正当な理由となる。【水道法逐条解説抜粋】

- 2 申込者は、あらかじめ指定工事業者に工事を委託し、これを受けた指定工事業者は、管理者に給水装置工事を申し込み、承認を受けた後、施工しなければならない。

- 3 給水装置工事の承認は、当該給水装置の設計が、政令第 6 条及び条例第 7 条の 2 の規定に適合していることの確認及び当該給水装置により給水することを管理者が承諾することである。

したがって、指定工事業者は、設計審査から工事検査まで、適正な過程手続きにより当該工事を完結しなければならない。

第 8 節 給水装置工事の基本項目

- 1 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。【法第 16 条】
- 2 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。【条例第 6 条】
- 3 1 敷地 1 給水装置の原則・・・1 区画の敷地内に設置する給水装置は 1 箇所とする。
- 4 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。【条例第 7 条の 2 第 1 項】
- 5 給水量は、市のメーターにより計量する。【条例第 18 条第 1 項】
- 6 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。【条例第 18 条第 2 項】
- 7 給水装置に設置するメーターは、水道の利用者又は管理人若しくは所有者（以下【水道利用者等】という。）に貸与し保管させる。【条例第 19 条第 1 項】

8 水道使用者等は、最善の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

【条例第 22 条第 1 項】

9 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。【条例第 34 条第 2 項】

1 法第 16 条の規定内の「供給規程」とは、法第 14 条第 1 項に基づく供給規程であり、当市では宝塚市水道事業給水条例（昭和 36 年条例第 25 号）である。当該条例は管理者と申込者との間の契約約款としての性質を有するものである。

2 給水装置材料は、政令第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているもののうちから、布設場所、使用箇所、施工方法及び維持管理等を考慮し、最も適正な材料を選定する。

また、給水装置は、使用者が必要とする水量を安定して、かつ、安全な水を提供するために適正な口径の給水管と使用目的に適した給水用具とが合理的に組み合わせられるとともに、給水装置全体が整合の取れたシステムとなるよう留意する必要がある。

3 給水装置を新設、改造、増設、撤去又は修繕する工事に係る費用は、申込者の負担としている。このことから、給水装置は個人財産であり、日常の維持管理は申込者等が行わなければならない。

4 配水管及び他の地下埋設物への損傷を防止するとともに、漏水時及び災害時等の緊急工事を円滑に実施するため、配水管等からの分岐及びメーターまでの工事は、管理者が指定した材料及び定められた工法により適正に施工しなければならない。

5 給水装置工事におけるメーターの設置は、メーターを貸与設置して計量給水する。

メーターは、分担金条例等の規定により、口径に従った口径別分担金を納期限までに納入し、承認を得て設置するものとする。

6 不正な給水装置工事の施工及びその使用にあつては、条例等の規定により罰則の適用を受ける。また、上下水道局は、故意・過失を問わず、汚水等が配水管に逆流するおそれがあること、又は給水装置が水道水の水質に影響を及ぼすおそれがあることなど、安全が保証され難いと認められるときは、当該工事の承認を取り消し、又は給水を停止する。なお、これらを改修するための費用は、すべて原因者の負担とする。

7 1 区画内の敷地内に設置する給水装置は、1 棟 1 給水装置とする。同一敷地内に不要な既設給水装置がある場合は、滞留水による水質問題や漏水のリスクが上がるため、分岐部より全て撤去すること。